平成２７年（フ）第６３７号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北５―14―16　アピアすずき１Ｆ３号室、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市浜之郷1163番地３　ハイツベルウッド205
債務者　武冨　啓臣
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴野　眞也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８５号
山梨県韮崎市若宮２丁目15番37号　ハイツふかさわ201号
債務者　那波　新平
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　秀昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８４号
群馬県前橋市三俣町３丁目16番地13
債務者　小山　知紀
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　正貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８５号
群馬県前橋市三俣町３丁目16番地13
債務者　小山　宗紀
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　正貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８６号
群馬県前橋市三俣町３丁目16番地13
債務者　小山喜代美
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　正貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５５号
三重県鈴鹿市岸岡町125番地の３
債務者　鈴木　正人
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄山　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５９号
三重県鈴鹿市平田新町２番38号　アイビル403
債務者　若山　　実
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　大河
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６１号
徳島県徳島市川内町北原60番地の１　プラザ・シャルムＡ棟・Ａ101号室、旧住所香川県善通寺市善通寺町2020番地
債務者　依田　啓悟
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末吉　江衣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３３号
函館市花園町21番18号　ハイツハマダ花園１階101号室、住民票上の住所函館市中道２丁目14番22号
債務者　永井　翔太
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１２１号
函館市昭和３丁目９番42号
債務者　工藤　泰子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１２２号
函館市戸倉町161番地１
債務者　勝田　義明
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３６号
岐阜県大垣市内原１丁目185番地５
債務者　志州庵こと　北村　保雄
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
大阪府寝屋川市美井元町１番７号
債務者　増田　清光
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６７４号
大阪市東住吉区針中野１丁目15番17号アゴーラ針中野202号
債務者　海野　研之
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４４７号
大阪府東大阪市長瀬町２丁目４番23号　Ｃ―201号
債務者　小西　剛史
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４５２号
大阪市平野区長吉長原東１丁目11番８―913号
債務者　松下　和子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５６２号
大阪府八尾市東山本新町９―12―25―105浅木方、住民票上の住所大阪府泉大津市板原町３丁目19番41号
債務者　秋永　洋平
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６３２号
大阪市港区市岡元町２丁目11番22―802号
債務者　野崎加津代（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部